

概要版

第8期上尾市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画



令和3年3月
上尾市

計画策定にあたって

わが国の高齢者数は令和24（2042）年頃まで増加し、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けると予想されています。高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、各種アンケートによる調査結果や市民コメントの内容を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指す新たな計画を策定しました。

介護保険制度と介護保険事業計画

介護保険制度は、皆さんからお預かりした介護保険料を財源とし、介護が必要になった高齢者を社会全体で支え合う仕組みです。

介護保険制度を安定して運営するため、介護保険事業計画では、介護を必要とする人の人数や介護サービス等の量の推移を見極め、多くの人々が健康に暮らすことができるよう介護予防・重度化防止のための取り組みを検討するとともに、財源となる介護保険料を算定します。

本計画の主な記載事項

- 高齢者人口、要支援・要介護認定者数の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容と目標
- 介護サービスの量の見込み
- 地域支援事業の量の見込み
- 地域密着型サービスの必要定員総数の見込み

介護保険料の算定

計画の期間

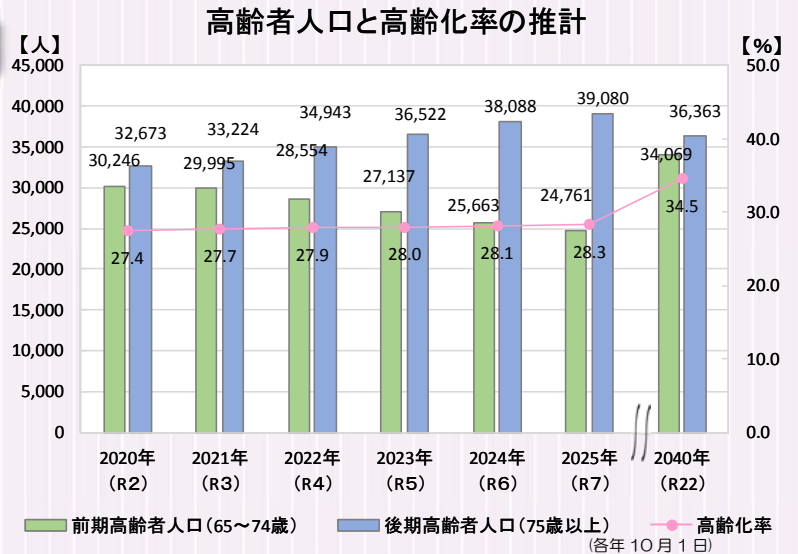
本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年を計画期間として策定しています。高齢者の生活実態・意向や社会情勢の変化に対応するため、計画は3年ごとに見直し、策定するものとされています。

| 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えた計画の策定 | | | | | | | | |
| 第7期計画 | | | 第8期計画 | | | 第9期計画 | | |

高齢者を取り巻く現状

高齢者人口と高齢化率の見込み

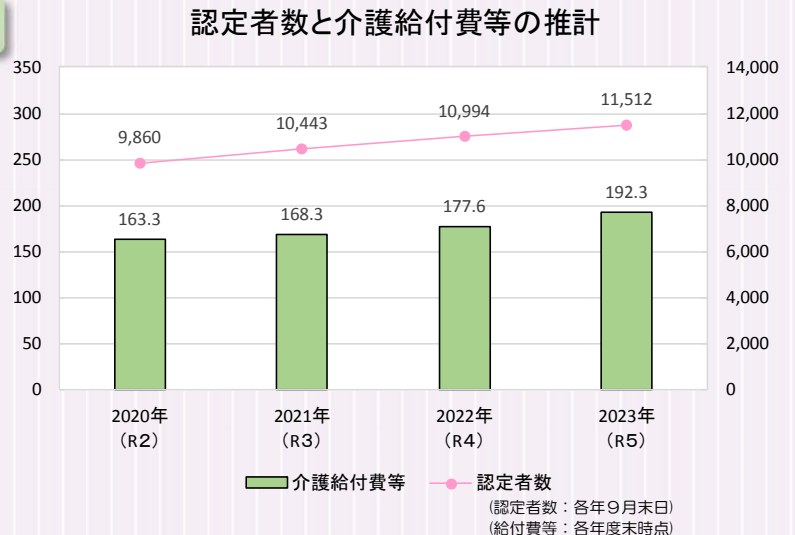
令和22(2040)年まで高齢化がさらに進み、前期高齢者が減少から増加に転じる一方で、後期高齢者は増加のピークを迎え、減少に転じる見込みです。



認定者数と介護給付費等の見込み

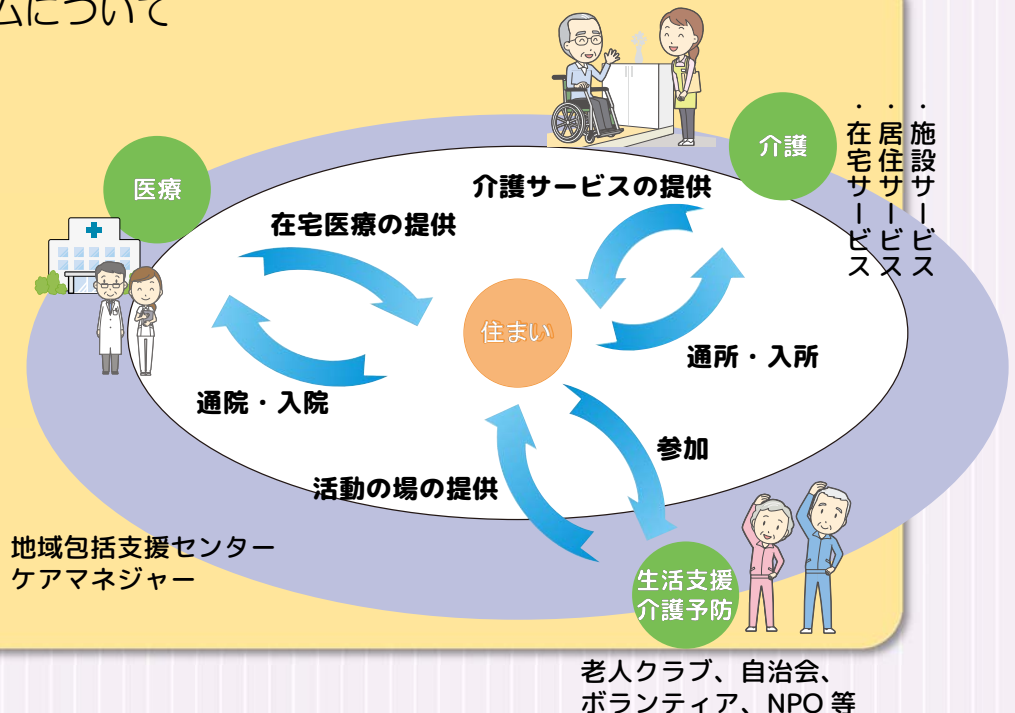
高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加により、要支援・要介護認定者数が増加する見込みです。

また、介護サービス等の利用が増えることで、介護給付費等(標準給付費+地域支援事業費)も増加する見込みです。



地域包括ケアシステムについて

介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体となって提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。



基本理念

地域包括ケアシステムの実現に向けた施策と事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を次のとおり定め、基本理念のもと各種施策を展開します。

高齢者が輝き続けるまち あげお

基本目標

基本目標 1 安心・安全～地域包括ケア体制の整備～

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けることができるよう、高齢者の生活を支える重層的な支援体制の構築を目指します。

基本目標 2 生きがい～社会参加の推進～

高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

基本目標 3 健康～健康寿命の延伸～

高齢者ができるかぎり要介護状態にならないよう、自立支援のための効果的な介護予防の取り組みを推進します。

施策の体系



重点プロジェクト

施策の体系のうち、次の事業を今後3年間の重点プロジェクトとします。

(1) 介護予防の推進

高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防の推進に重点的に取り組みます。

(2) 移動支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活における移動支援に重点的に取り組みます。

(3) 介護人材の確保

高齢者人口の増加による介護ニーズの高まりに対応できるよう、介護人材の確保に重点的に取り組みます。

介護サービス等の種類

在宅サービス

<自宅に訪問>

- 訪問介護 ●訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

<施設に通う>

- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 認知症対応型通所介護

<短期間の宿泊>

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

<訪問・通い・宿泊の組み合わせ>

- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

<福祉用具>

- 貸与、販売

- ケアプランの作成

居住サービス

- 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老健）
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

地域支援事業

<介護予防・日常生活支援総合事業>

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

- 包括的支援事業

- 任意事業

第8期介護保険料の算定フロー

① 第1号被保険者数の推計（3年間合計）

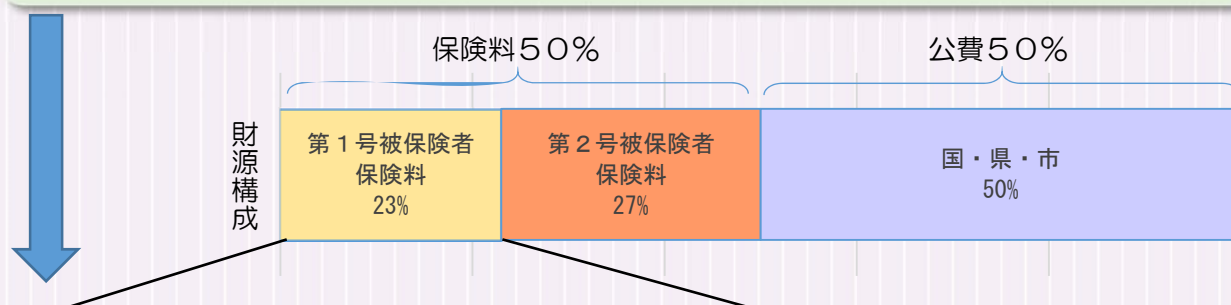
第7期：186,116人（実績見込）→ 第8期：190,375人（推計）

② 要支援・要介護認定者数の推計（3年間合計）

第7期：28,388人（実績見込）→ 第8期：32,949人（推計）

③ 介護保険給付と地域支援事業に必要な費用の推計（3年間合計）

第7期：約470億円（実績見込）→ 第8期：約538億円（推計）

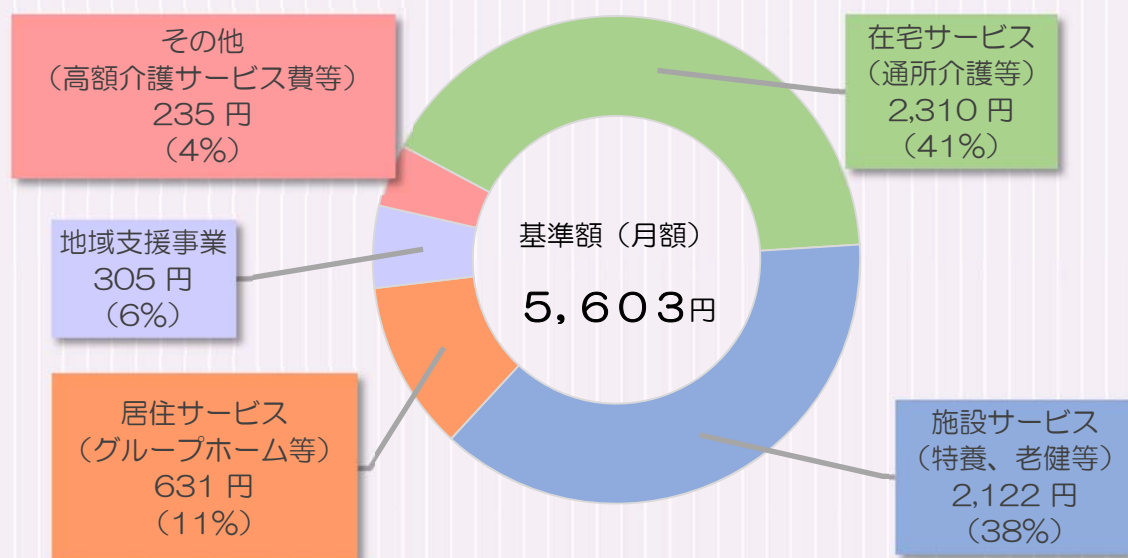


④ 第1号被保険者の介護保険料基準額の推計（月額基準額）

第7期：4,888円 → 第8期：5,603円

第8期介護保険料のつかいみち

第1号被保険者の介護保険料5,603円（月額）は、下図のとおり使われます



第8期計画期間の所得段階と所得段階別保険料（年額）

所得に応じた公平な負担となるよう、所得段階を11段階に細分化し、各段階に負担割合を設定しています。

$$\text{保険料額（年額）} = \text{（所得段階別月額）} \times \text{負担割合} \times 12\text{か月}$$

（100円未満四捨五入）

| 所得段階 | 対象者 | | 負担割合 | 保険料（年額） |
|----------------|---------------|---|----------------------|--------------------------------|
| 第1段階 | 市民税非課税世帯（※2） | ・老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等 ・課税年金収入額＋合計所得金額（※1）から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円以下の人 | 基準額 ×0.50 | 33,600円 （月額 2,801円） |
| 第2段階 | | 課税年金収入額＋合計所得金額（※1）から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額 ×0.67 | 45,000円 （月額 3,754円） |
| 第3段階 | | 課税年金収入額＋合計所得金額（※1）から公的年金に係る雑所得を控除した額が120万円を超える人 | 基準額 ×0.75 | 50,400円 （月額 4,202円） |
| 第4段階 | 市民税課税世帯で本人非課税 | 課税年金収入額＋合計所得金額（※1）から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円以下の人 | 基準額 ×0.83 | 55,800円 （月額 4,650円） |
| 第5段階 （基準段階） | | 課税年金収入額＋合計所得金額（※1）から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円を超える人 | 基準額 ×1.00 | 67,200円 （月額 5,603円） |
| 第6段階 | 市民税本人課税 | 合計所得金額（※1）が120万円未満の人 | 基準額 ×1.13 | 76,000円 （月額 6,331円） |
| 第7段階 | | 合計所得金額（※1）が120万円以上210万円未満の人 | 基準額 ×1.25 | 84,000円 （月額 7,003円） |
| 第8段階 | | 合計所得金額（※1）が210万円以上320万円未満の人 | 基準額 ×1.50 | 100,900円 （月額 8,404円） |
| 第9段階 | | 合計所得金額（※1）が320万円以上400万円未満の人 | 基準額 ×1.70 | 114,300円 （月額 9,525円） |
| 第10段階 | | 合計所得金額（※1）が400万円以上500万円未満の人 | 基準額 ×1.85 | 124,400円 （月額 10,365円） |
| 第11段階 | | 合計所得金額（※1）が500万円以上の人 | 基準額 ×2.00 | 134,500円 （月額 11,206円） |

※1 介護保険料の算定に用いる「合計所得金額」は、税法上の「合計所得金額」から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除し、「給与所得金額又は公的年金等所得の合計金額」から10万円を控除した金額です。

※2 市民税非課税世帯を対象に、公費負担により介護保険料を軽減しています。

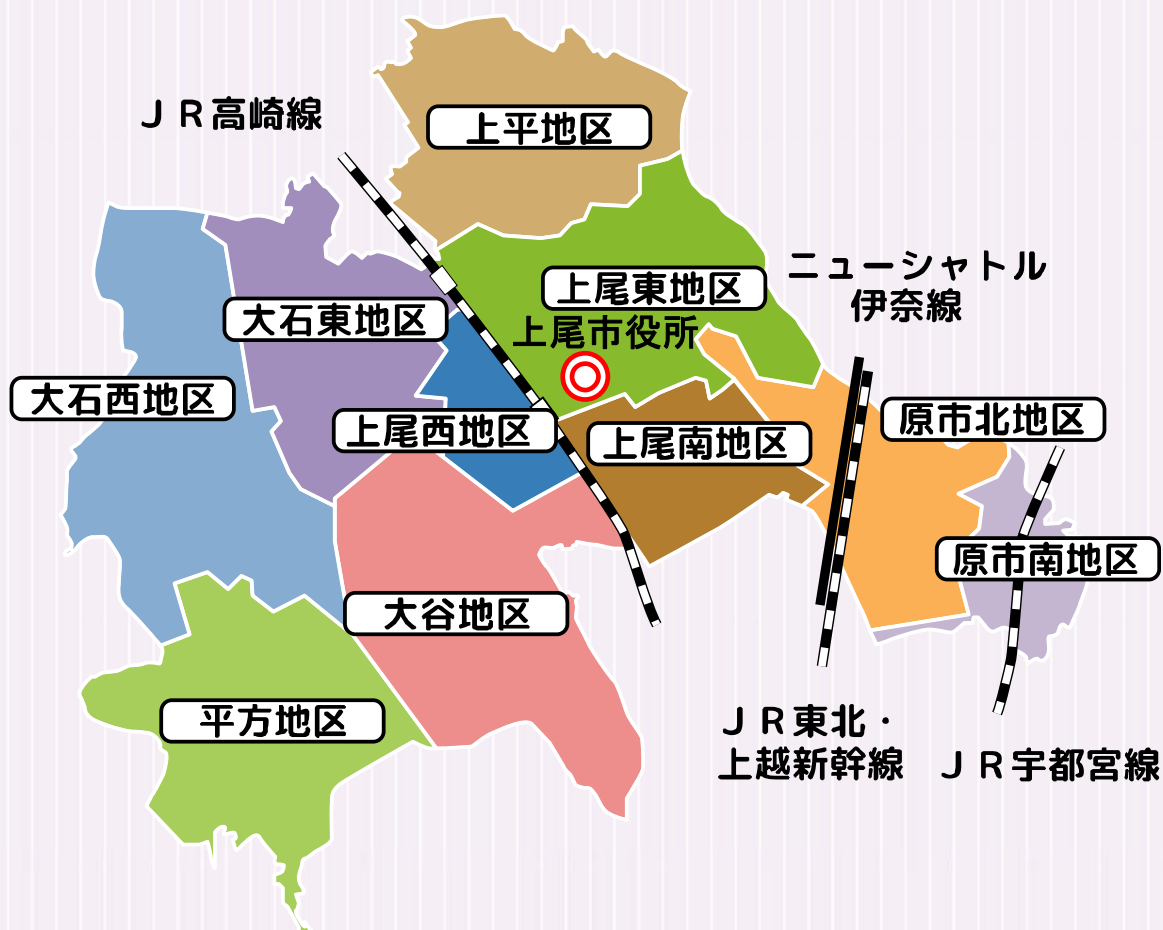
上記段階表は、軽減前の金額を記載しています。

日常生活圏域の設定

本市の地域性や諸条件に基づき、市内を10の日常生活圏域に区分しています。

日常生活圏域人口、高齢者数および高齢化率（令和2年10月1日時点）

| 圏域 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 | 圏域 | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 |
|------|---------|--------|-------|------|---------|--------|-------|
| ①上尾東 | 33,914人 | 8,496人 | 25.1% | ⑥原市北 | 19,013人 | 5,591人 | 29.4% |
| ②上尾西 | 18,303人 | 4,966人 | 27.1% | ⑦大石東 | 33,399人 | 8,242人 | 24.7% |
| ③上尾南 | 20,659人 | 4,565人 | 22.1% | ⑧大石西 | 17,123人 | 6,311人 | 36.9% |
| ④平方 | 12,954人 | 5,248人 | 40.5% | ⑨上平 | 23,080人 | 6,602人 | 28.6% |
| ⑤原市南 | 19,560人 | 5,359人 | 27.4% | ⑩大谷 | 31,260人 | 7,539人 | 24.1% |



第8期上尾市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画【概要版】

発行者：上尾市 〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

発行日：令和3年3月 企画編集：上尾市健康福祉部高齢介護課

電話番号 048-775-5111 ホームページ <https://www.city.ageo.lg.jp/>